

令和 7 年度 第 3 回庁議要旨

日時：令和 7 年 5 月 7 日（水）

午後 2 時 15 分～午後 2 時 35 分

会場：庁議室

[審議事項]

1 宮城県水産高等学校及び一般社団法人おしかの学校との鯖の陸上養殖に関する連携協定の締結について（産業部）

宮城県水産高等学校及び一般社団法人おしかの学校は、陸上養殖に関する取組を共同で実施しており、先般、同校及び同法人より鯖の陸上養殖に関する連携協定を締結したいとの申出があり、具体的な取組について協議を行ってきた。

協議が調ったことから、緊密な連携のもと、本市における陸上養殖の普及促進を図るため、連携協定を締結するもの。

(1) 主な内容

ア 連携事項

- ① 鯖の陸上養殖に関すること。
- ② その他陸上養殖の普及促進に関すること。

イ 協定締結期間

協定締結の日から 1 年間（1 年ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和 7 年 5 月 23 日 連携協定締結式

[報告事項]

1 石巻市消防団員等公務災害補償に係る介護補償の最低保証額の増額について（危機管理部）

消防団員や消防活動に協力した者（消防作業従事者）等が、消防活動中の負傷等により介護を要する状態となった場合、市町村は介護に要した費用を介護補償として支給することとされている。

介護補償の額は「常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額」とされ、労働者災害補償と同額を告示により定めている。

令和 7 年 4 月 1 日施行された「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」により「労働者災害補償保険法施行規則」に定める介護補償の最低保証額の増額等の見直しが行われたことに伴い、総務省においても、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（以下「改正告示」という。）」により、消防団員等に対する介護補償の最低保証額を増額する見直しを行った。

国の改正告示に合わせ、本市においても条例を改正し、消防団員等に対する介護補償の最低保証額を増額するもの。

(1) 主な内容

ア 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償額の改定（月額）

対 象		改 正 後	改 正 前
常時介護を要する場合	最低保証額（月額）	<u>85,490 円</u> （4,200 円増）	<u>81,290 円</u>
随時介護を要する場合	最低保証額（月額）	<u>42,700 円</u> （2,100 円増）	<u>40,600 円</u>

(2) 今後の予定

石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分（令和 7 年 3 月 3 1 日）について、次回開催される市議会に報告し、その承認を求める。

2 石巻市養育支援訪問事業の見直し及び石巻市子育て世帯訪問支援事業の実施について（保健福祉部）

本市では、養育支援が必要となっている家庭に対し、子育てに関する問題を解決・軽減させ、適切な養育の実施を確保するため、児童福祉法に基づき、ヘルパー及び保健師等が家庭へ訪問し家事・育児に係る援助や指導を行う「養育支援訪問事業」を平成 21 年度から実施してきたところである。

近年、児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある中、児童虐待の防止等を図り、児童の健全な育成を図る上では、養育環境が深刻な状況となる前に、幅広い子育て世帯を対象として、児童が育つ家庭環境・養育環境に係る支援を提供するとともに、子育て世帯の養育環境等を把握し、支援の必要性が高い者を適切な支援につなぐことが求められている。こうした背景を踏まえ、国は、令和 4 年 6 月に児童福祉法を改正し、「養育支援訪問事業」を保健師等による専門的な相談支援に特化した事業に見直したほか、家事・育児に係る援助や子育てに関する情報提供等の必要な支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を新設し、事業の実施を市町村の努力義務とした。

法改正に合わせ、石巻市養育支援訪問事業を見直し、新たに石巻市子育て世帯訪問支援事業を実施するもの。

(1) 主な内容

【石巻市養育支援訪問事業の見直し】

平成 21 年度から実施していた「石巻市養育支援訪問事業」の支援内容のうち、保健師等による専門的な相談支援を行う。なお、支援の対象について、養育支援が必要と認められる本市在住の家庭から、本市在住の家庭に拡充する。

【石巻市子育て世帯訪問支援事業の実施】

平成 21 年度から実施していた「石巻市養育支援訪問事業」の支援内容のうち、家事・育児支援を行うほか、新たに地域の子育て支援施策に関する情報提供等を行う。なお、支援の対象は、若年妊婦、ヤングケアラー等、養育支援が必要と認められる本市在住の家庭とする。

※詳細は別紙資料のとおり。

(2) 今後の予定

なし

3 目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定について（産業部）

農地バンク推進事業の円滑な推進を図るための手段として、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、平成24年から開始された人・農地プラン（地域の農業者の話し合いに基づき、今後の地域農業の在り方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化したもの）のうち、①アンケートの実施、②現況把握、③今後の地域の中心となる経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成、の3つのステップを踏んで作成されたものは「実質化」されたものとしており、本市では、令和4年3月に16地区の人・農地プランの実質化が完了している。

国は、急速な高齢化と担い手不足の深刻化、耕作放棄地の増加、農地の集積・集約化の遅れ、地域農業の将来像の不明確さ等、日本の農業が抱える構造的な課題を背景に、令和4年に、農業経営基盤強化促進法を改正し、より実効性のある形で地域の農業の課題を解決し、持続可能な農業の未来を築くため、人・農地プランを目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」として法定化し、市町村に令和7年3月末までの策定を義務付けた。

関係法令の改正に基づき、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定したもの。

(1) 主な内容

ア 地域計画の概要

実質化された人・農地プランを有する16地区について、地域ごとの農地利用の目標地図を含めた地域計画を策定したもの。

イ 策定年月日 令和7年3月31日

ウ 対象地区

番号	地区名	地区内の農用地等面積	番号	地区名	地区内の農用地等面積
1	石巻・蛇田地区	194.50ha	9	和湊地区	510.88ha
2	稲井地区	651.20ha	10	鹿又地区	729.97ha
3	渡波地区	60.00ha	11	須江地区	378.52ha
4	飯野川地区	394.00ha	12	広湊地区	826.90ha
5	大谷地地区	932.00ha	13	北村地区	256.48ha
6	二俣地区	483.00ha	14	北上地区	392.00ha
7	大川地区	421.00ha	15	牡鹿地区	33.00ha
8	前谷地地区	434.51ha	16	桃生地区	1,851.41ha

エ 目標年度 令和12年度

オ 地域計画の掲載事項

- ① 地域における農業の将来の在り方
- ② 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- ③ 農業者及び区域内の関係者が②の目標を達成するためとるべき必要な措置
- ④ 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）
- ⑤ 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）
- ⑥ 目標地図

(2) 今後の予定

地域計画更新手続き（原則、年1回以上地区ごとに協議の場を開催し、更新）

【令和7年度の予定】

令和7年 8月 地域計画の修正の取りまとめ

9月～ ・関係者による協議、意見集約

- ・地域計画（更新）案作成（目標地図（更新）案作成含む）
- 12月～
 - ・石巻農業委員会、各土地改良区等の関係機関から意見徴収
 - ・縦覧公告、地域計画（更新）の決定、公告、公表

4 石巻市桃生地区小中一貫教育基本構想審議会の設置について（教育委員会）

少子化や東日本大震災の影響により、適正規模を下回る学校が増加したことから、学校の統合を含めた配置の在り方について見直しを図るため、令和元年度に「石巻市立小・中学校学区再編計画」を策定し、小・中学校の適正規模と適正配置の実現に向けて取り組んでいる。

桃生地区においては、令和5年4月に中津山第一小学校、中津山第二小学校及び桃生小学校のPTA会長連名による小学校統合の要望書が提出され協議を重ねた結果、関係者の合意形成が図られたことから、令和7年3月に3小学校を閉校し、令和7年4月に新生の桃生小学校が開校した。

要望書では、将来の更なる少子化を見据えた小学校と中学校の一体化による小中一貫教育の推進が求められており、さらに令和7年1月には、桃生地域まちづくり委員会からも小中一貫教育の導入を求める要望書が提出されており、桃生地区の保護者及び地域住民の間で、小中一貫教育を求める機運が高まっている。

桃生地区における小中一貫教育の導入及び推進に関する基本構想について調査審議するため、「石巻市桃生地区小中一貫教育基本構想審議会（以下「審議会」という。）」を設置するもの。

(1) 主な内容

審議会は、教育委員会からの諮問に応じて、桃生地区における小中一貫教育の導入及び推進に関する基本構想について調査審議し、取りまとめのうえ答申する。

【委員】

17名以内で次の者から教育委員会が委嘱又は任命する。

学識経験者、桃生地区の小中学校長、桃生地区小中学校に在学する児童又は生徒の保護者の代表者、桃生幼稚園長、桃生新田保育所長、桃生地区の住民の代表者、教育委員会が適当と認める者

(2) 今後の予定

令和7年	6月	市議会第2回定例会に石巻市桃生地区小中一貫教育基本構想審議会設置条例案及び関係予算案について提案
	8月	第1回審議会（諮問）
	11月以降	第2～6回審議会
令和8年	12月	・答申 ・教育委員会第12回定例会に報告
令和9年	1月	・基本構想（案）策定
	2月	・市議会第1回定例会全員協議会で基本構想（案）を説明 ・パブリックコメント実施
	3月	・教育委員会第3回定例会で議決 ・基本構想策定

【その他】

なし

以上